

# 青森県報

第二千二百八十一号

平成十六年  
一月二十八日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……一
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) ……二
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……六

## 告 示

### 青森県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
江渡歯科医院	八戸市是川一丁目一の一	平成一五・一・三
油川医院	十和田市西三番町一の二八	一五・二・元
おおわに中央クリニク	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九二の一三	一五・二・三
花田医院	南津軽郡尾上町大字尾上字栄松二八六	一五・二・七
小関耳鼻咽喉科医院	八戸市上組町四二の一	一五・二・三

### 青森県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
えと歯科医院	八戸市鳥屋部町一	平成一五・二・四

### 青森県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
傳法医院	むつ市大湊上町五の二	平成一六・一・二四

青森県告示第四十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年十月十一日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十六年一月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに今別町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十六年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字大泊字大村元一〇四に隣接し、三〇の二、三〇の三、三三の二、四〇の一、四三の一、四六の一、四八、五〇の一、六〇の一、六三の一及び六五の一の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡今別町大字大泊字大村元地先に設置された一本木漁港（大泊

地区）北防波堤灯台（北緯四一度二分三八秒、東経一四〇度三二分二八秒）から一四六度三九分一六四・八九メートルの地点

の地点 の地点から三四四度二分四一・一〇メートルの地点  
 の地点 の地点から二六度五四分五九・五〇メートルの地点  
 の地点 の地点から一七度〇三分六一・六〇メートルの地点

の地点 の地点から一九度四七分二二・五九メートルの地点  
 の地点 の地点から二二度二七分二七・一六メートルの地点  
 の地点 の地点から二二六度三六分一八・二四メートルの地点

の地点 の地点から三三七度一七分一六・六九メートルの地点

3 面積

三、九一八・五八平方メートル

青森県告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、三沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十六年一月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

三沢市

二 都市計画事業の種類

三沢都市計画下水道事業（三沢市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月三日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十四年十月二十三日青森県告示第五百八号）の事業地に三沢市岡三沢五丁目、岡三沢六丁目及び岡三沢八丁目地内を加える。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イ オン柏ショッピングセンター  
西津軽郡柏村大字稲盛字幾世四一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
イ オンモール株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一  
代表取締役社長 川戸義晴
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社靴のヤマグチ 五所川原市本町二五の八 代表取締役 山口精治	削除	平成 一五・一・三
株式会社キュート 五所川原市一ツ谷一〇六の一六 代表取締役 渋谷公智	削除	一五・九・三
株式会社ゴールドベル 東京都千代田区神田錦町一丁目 代表取締役 小泉彰夫	削除	一五・四・五
株式会社協和パック 東京都千代田区神田錦町二丁目 代表取締役 若松よう子	株式会社協和パック 東京都千代田区東神田二丁目一 代表取締役 若松よう子	一三・一〇・三

有限会社文楽 北津軽郡板柳町大字福野田字実 田一四八 代表取締役 毛内由和	削除	一五・一・三〇
株式会社リオチエーン 愛知県名古屋市中区平和一丁目 一〇の二〇 代表取締役 横田卓幸	削除	一五・九・五
有限会社平安堂薬局 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村 井二六の一八 代表取締役 長谷川顕雄	有限会社平安堂薬局 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村 井二六の一八 代表取締役 長谷川臣	一五・九・六
株式会社タツミヤ 東京都八王子市曙町一丁目三三 の二三 代表取締役 指田幹	株式会社タツミヤ 東京都八王子市曙町一丁目三三 の二三 代表取締役 曲渕恵美子	二・八・三
合資会社カトレア 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表社員 長谷川三雄	削除	一五・四・三〇
株式会社中三 青森市新町一丁目七の一 代表取締役社長 中村公英	カトレア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	一五・四・三
株式会社夢や 香川県高松市朝日新町一七の二 代表取締役 高杉弘美	削除	一五・三・三〇
株式会社錦 愛知県名古屋市中村区名駅二丁 目四五の一九 代表取締役 竹内義典	削除	一四・二・七
株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市青葉区中央二丁目 六の三一 代表取締役 斉藤正次郎	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ 瀬一〇の一 代表取締役 斉藤憲正	一三・八・三
株式会社ケイ・ニーノ 青森市安方一丁目五の六 代表取締役 寺田秀範	削除	一五・三・六
株式会社ムカイ 静岡県静岡市中野新田二二五の 静岡県静岡市中野新田二二五の	株式会社ムカイ 静岡県静岡市中野新田二二五の	一五・五・二四



大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカドー青森ショッピングセンター

青森市大字浜田字板橋五の四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂

東京都港区芝公園四丁目一の四

代表取締役 井坂榮

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年一月二十八日から同年二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山 ダイソー&アオヤマー〇〇円プラザ 弘前店

弘前市城東第五土地区画整理地六三街区九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 榎本昌譽

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年一月二十八日から同年二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア大湊バイパス店

むつ市文京町三二〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十六年一月二十八日から同年二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 県南地域解体工事業協同組合

二 代表者の氏名 下館 康男

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字尻内町字河原六七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六二八二号

五 取消年月日 平成十六年一月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市古川二丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭